

再犯防止推進計画について

伊賀保護司会会長 別所 泰広



日本全国における刑法犯罪検挙人数は、平成16年の389,027人をピークとして減り始め、平成28年には、226,376人と減少傾向にありましたが、一方で再犯率が増加し、平成28年には226,376人中110,306人と48.7%を占めました。これを踏まえて、国は平成28年12月「再犯防止推進法」を施行、平成29年12月「再犯防止推進計画」を策定しました。

三重県の犯罪検挙人数も平成16年4,203人から平成30年には2,210人と減少しましたが、再犯者が1,010人と45.7%を占めた事で、令和2年3月に「三重県再犯防止推進計画」を策定し現在に至っています。

《計画の内容》

- ◆基本理念 「犯罪や非行をした者を孤立させない」
- ◆対象者 再犯防止推進法第2条第1項に基づく犯罪をした者等
- ◆計画の期間 令和2年度～令和6年度
- ◆目標値 令和6年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 平成30年比で20%減
- ◆重点課題とその具体的な施策と取組

①就労・住居の確保

【就労の確保等】

就職に向けた相談、支援等の充実・犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上、地方公共団体による保護観察対象者の雇用、関係機関・団体との連携強化

【住居の確保等】

公営住宅への優先入居による支援、住宅セーフティネット制度の活用促進、更生保護施設に対する援助・協力

②保健医療・福祉サービスの利用促進等

【高齢者又は障がい者等への支援等】

保健医療・福祉サービスの提供、関係機関・団体との連携の強化、地域福祉計画等の策定への対応

【薬物依存を有する者への支援等】

薬物依存に関する治療・支援につなげる取組、関係機関との連携、薬物事犯者の家族に対する支援、民間団体への支援、薬物依存に関する適切な広報・啓発

③学校等と連携した就学支援の実施等

児童生徒の非行の未然防止等、学校等と連携した立ち直り支援、学校や地域社会において再び学ぶための支援

④犯罪を犯した者等の特性に応じた効果的な指導の実施及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取り組み

少年・若年者に対する支援等、女性の抱える問題に応じた支援等、発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等、性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等、暴力団関係者等に対する指導等、外国人に対する支援等、犯罪をした者等の家族等に対する支援等、犯

罪被害者等の心情等を理解するための取組

⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

【民間協力者の活動の促進等】

民間ボランティアの確保、民間ボランティアの活動に対する支援の充実、更生保護施設等による再犯防止活動の促進等

【広報・啓発活動の推進等】

再犯防止に関する広報・啓発活動の推進、民間協力者に対する表彰

以上のことを踏まえ、県は取り組みをしています。

伊賀市では、令和8年度から第5次伊賀市地域福祉計画で再犯防止推進計画が策定されるとのことです。

伊賀保護司会では、平成30年度より伊賀更生保護サポートセンターを開設し、保護観察対象者との面接場所、保護司同士の情報交換の場として活用しています。また、協力雇用主19社の協力をいただき、ハローワークとともに活用しながら、就労支援を行っています。

伊賀市では再犯防止推進計画がまだ策定されていませんが、保護司会として再犯防止に努めますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

第73回社会を明るくする運動

法務省が主唱し、昭和26年から始まった社会を明るくする運動も第73回を迎えました。社会を明るくする運動はすべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

伊賀市では6月28日に伊賀市推進委員会の総会が行われ、本年度の活動計画が決定されました。7月1日には大山田産業振興センターどんぐりホールで啓発式典（作文コンクール表彰式等）を開催しました。その後、市内のスーパー等での啓発活動を行いました。



伊賀市推進委員会 総会



啓発式典



作文コンクールの表彰と受賞者



啓発活動

※社明運動に市民の皆様からの「愛の資金」を活用させていただいており、お礼申し上げます。

※伊賀保護司会では、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」を募集しています。